## 第4次札幌市消費者基本計画(案)に対する

### 市民意見募集(パブリックコメント)結果

「第4次札幌市消費者基本計画(案)」を市民の皆さんに幅広く公表し、ご意見を募集しました。寄せられた意見については、趣旨を損なわないように原文を要約した上で、これに対する本市の考え方を説明するとともに、必要に応じて計画案の修正も行っています。

### 1 パブリックコメントの実施概要

### (1) 意見募集期間

令和4年(2022年)12月21日(水)から令和5年(2023年)1月25日(水)まで(36日間)

#### (2) 募集のお知らせ

- ・広報さっぽろ令和5年(2023年)1月号
- ・札幌市公式スマートフォンアプリ「i さっぽろ」
- ・地上デジタルテレビ・データ放送「札幌市からのお知らせ」
- ・消費生活課ホームページ

#### (3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎(2階:行政情報課、13階:消費生活課消費生活係)
- ・札幌市消費者センター(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階)
- · 各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター

### 2 意見募集結果

- (1) 意見提出者数 3名
- (2) 意見件数 17件
- (3) 意見の提出方法

提出方法	FAX	電子メール	郵送	持参	合計
人数	1	1	1	0	3

## (4) 意見の件数及び内訳

区分	件数
第1章に関する意見	1
第2章に関する意見	4
第3章に関する意見	0
第4章に関する意見	11
第5章に関する意見	0
その他	1
合計	17

# 3 意見に基づく当初案からの変更点

該当箇所	意見概要	対応
第2章	消費生活サポーターとして登録	札幌市ホームページ内(くらし・手続
P20	した企業・団体名とその連絡先	き>消費生活>消費者施策の推進)に
	がわからない。	おいて、ご登録頂いた企業・団体を掲
		載しております。
		以上の説明を「消費者被害防止ネット
		ワーク事業」の脚注に追記いたしま
		す。
		なお、消費生活サポーターには、消費
		者被害の防止に向け、自主的な活動に
		ご協力いただいており、市民の皆様か
		らサポーターに対してご連絡してい
		ただくことは想定していないため、連
		絡先は公開していません。
第2章	方向性2について、高齢者・障が	方向性2については、「すべての市民
P27	い者・若者と限定しているよう	に~」と掲げているように、ネットワ
	に見えるが、社会とのつながり	ークの対象は、例示の「高齢者・障が
	が持ちにくい、障がい者と健常	い者・若者」を含めたあらゆる市民を
	者のグレーゾーンの消費者が抜	想定していますが、ご指摘のとおり
	け落ちる懸念があるため、「等」	「高齢者・障がい者・若者」に限定し
	とつけるなどして範囲を広げる	ているようにも見えることから、「高
	べきではないか。	齢者・障がい者・若者等」と修正いた
		します。

第4章	消費者ホットラインと消費者セ	消費者ホットラインにお電話頂くと、
P35	ンターの切り分けがわかりにく	お住まいの地域の消費者センターに
	l V 'o	繋がるため、札幌市にお住まいの方
		は、消費者ホットライン、札幌市消費
		者センターのどちらの番号にお電話
		を頂いても、札幌市消費者センターに
		繋がります。
		以上の説明を P32 「消費者ホットライ
		ン」の脚注として追加いたします。
第4章	「12 高齢者・障がい者の見守	P37 施策の柱2重点施策(1)に見守り
P38	り活動の推進」について、グレー	ネットワークの拡充について掲げて
	ゾーンの消費者、ぜい弱な消費	おり、今後は消費者が日常生活の中で
	者のいる機関、病院など、これま	注意喚起等の情報を目にすることが
	でより範囲を広げて広報を図る	できるよう、企業や病院・福祉関係機
	よう求める。	関等も含めた団体との連携を更に進
		め、誰一人取り残さない消費者被害の
		救済に努めてまいります。
		なお、頂いたご意見や No.8 のご意見
		も踏まえ、施策の名称を「12 高齢者・
		障がい者等の見守り活動の推進」に修
		正いたします。
第4章	「ゼロエミッション自動車」の	ゼロエミッション自動車とは、外部電
P41	意味がわからない。	源から充電した電気を動力源として
		走行する電気自動車や水素と空気中
		の酸素を化学反応させて発電した電
		気を動力源として走行する燃料電池
		自動車など、走行中に二酸化炭素を全
		く排出しない自動車です。以上の説明
		を「ゼロエミッション自動車」の脚注
		として追加いたします。

# 4 意見の概要と市の考え方

該当箇所	意見概要	札幌市としての考え方
第1章 P3	「SDGs の達成に寄与」という記述について、新幹線汚染土の搬入により、空気や水が汚染され、周辺住民の健康や環境を破壊しておきながら、SDGs などという綺麗事を言うのはやめていただきたい。	SDGs は、先進国も含めたすべての主体が取り組む普遍的な国際目標であり、札幌市においても、「札幌市 SDGs 未来都市計画」に基づき、SDGs 推進の視点を取り入れた施策展開を行うこととしています。 SDGs のなかでも、「12 つくる責任 つかう責任」を始め、消費者が主体となって積極的に役割を果たすことが求められる目標もあることから、本計画においても SDGs の達成に寄与する施策を展開する必要があります。
第2章 P12、19、 21、23、 26	市民意識調査結果や成果指標の調査対象、時期、データ収集方法の公開を求める。	成果指標の数値は市民意識調査の結果をもとに算出しています。 市民意識調査の調査対象、データ収集 方法等の調査概要については、第4次 札幌市消費者基本計画冊子の巻末に 付属資料として掲載する予定です。 なお、調査の詳細な概要については、 札幌市公式ホームページ(市政情報> 広報・広聴・シティプロモート>広聴 >広聴事業の紹介)に掲載しています。
第2章 P18	YouTube、地下鉄車内広告、テレビ CM など、若者にも届くように広告を行ったとのことだが、各広報の効果をメディア別に検証したか。もしくは今後検証する予定はあるか。	これまで様々な媒体で啓発を行ってきたところですが、合計238万回以上再生されたYouTube 広告をはじめ、各種SNS広告、TVer(動画配信サービス)広告、各種検索エンジンと連動したWeb広告及びテレビCMなどは、視聴率やクリック率、表示回数など、媒体ごとに効果測定を行っており、毎年啓発を実施する際の媒体選択や、広告の表示対象の設定を行う際の指標として活用しています。このほか、地下鉄車内広告や街頭ビジ

		ョンでの動画放映、啓発ポスターな
		   ど、即時の効果測定が難しい啓発媒体
		については、引き続き市民意識調査の
		実施により検証していく予定です。
全体	全体的にデジタルデバイドへの	札幌市においてデジタル技術を活用
	配慮が足りないのではないか。	した施策を実施する際には、「札幌市
	例えば、相談窓口について、イン	   ICT 活用戦略 2020」に則り、情報発信
	ターネットで検索できない方	手段の多様化等を図るなど、デジタル
	や、検索できたとしてもインタ	機器の得意不得意による情報格差が
	ーネット上で相談方法を見つけ	生まれないような配慮が求められて
	ることができない方に対してど	いるところです。
	のように対処するのか。	これまで、第 3 次基本計画において
第4章	2026 年に3G 回線のフィーチャ	は、地下鉄車内広告やポスター、パン
P42	一フォン、いわゆるガラケーが	フレットなどのアナログ媒体での啓
1 12	利用停止となり、携帯電話はほ	発や、街頭ビジョンやバスターミナル
	ばスマートフォンに移行するこ	での音声広告など、多くの市民に行き
	ととなるが、デジタルデバイド	届く啓発に取り組んできたところで
	やIT弱者への対処が必要となる	すが、第4次基本計画でも、デジタル
	のではないか。	媒体やオンラインを活用した取組の
		みならず、これらの取組についても引
		き続き行うこととしています。
		また、第 4 次基本計画では、P42「17
		消費者教育の推進」(6)のなかで掲げ
		ているデジタルデバイドの対策を含
		めた情報リテラシーに関する教育の
		充実のほか、P40 施策の柱3の重点施
		策(2)として掲げているように、企業
		等の事業活動と連携し、さらにきめ細
		やかな注意喚起等の取組を予定して
		おり、今後もインターネット等による
		情報収集が苦手な方も含め、あらゆる
		市民に行き届くように配慮のうえ、取
		組を進めてまいります。

### 第4章 P32

重点施策40の消費者ホットライ ンについて、利用する際には郵 便番号を入れるようアナウンス が流れるが、若者や知的弱者、認 知機能に問題のある高齢者な ど、郵便番号がわからない場合 も多いと聞く。郵便番号がわか らない場合、札幌市からの電話 であれば自動的に北海道立消費 生活センターに繋がることにな るが、北海道立消費生活センタ 一に電話が集中し、繋がりにく い原因になることが考えられ る。消費者ホットラインの広報 を進める前に、郵便番号を失念 している場合に、北海道立消費 生活センターと札幌市消費者セ ンターに適切に振り分けられる ような対策を求める。

消費者ホットラインは消費者庁が運 用する全国を対象とした制度である ため、頂いたご意見は札幌市から消費 者庁にお伝えさせていただきます。

また、消費者ホットライン 188 を周知する際には、札幌市消費者センターの連絡先も併せて周知しており、必要な方に直接札幌市消費者センターに相談してもらえるよう、今後も引き続き周知に取り組んでまいります。

## 第4章 P36

「10 商品またはサービスなどの確保及び価格の安定」の(2)について、主要な食料品や日用品等の生活にかかわりの深い生活関連商品の価格や需給状況の調査結果について、どこで知ることができるのかわからない。

札幌市ホームページ内(くらし・手続き>消費生活>市民(消費者)のみなさまへ)において、調査結果を公表しています。

また、報道各社を通じた情報提供も行っています。

### 第4章 P36

「10 商品又はサービスなどの 確保及び価格の安定」において、 「主要な食料品や日用品等の生 活にかかわりの深い生活関連商 品の価格や需給状況を調査」と あるが、札幌市は道内のない も賃貸アパートの相談や、悪質 な事業者、貧困ビジネスなどに よる「住」に関する被害が多いた め、食料品や日用品等に加え、 「住」へも言及するべきではないか。 当該調査は、消費生活条例第 25 条に 定められたものであり、条文の趣旨に 則り、調査対象を生活関連商品として います。

一方で、札幌市消費者センターには、 賃貸アパートにおける原状回復トラ ブルを始め、日々多くの住宅関連の相 談が寄せられており、非常に大きな課 題であると認識しています。

こういった状況を踏まえ、これまで、 原状回復トラブルをテーマとした啓 発冊子の配布や、特定適格消費者団体 と連携して行った、事業者に対する法 令等の順守に向けた研修会の開催な どに取り組んでまいりました。

第4次基本計画においても、引き続き 消費者に対する注意喚起を行うとと もに、適正な取引行為の徹底に向けた 事業者への関係法令の周知などを行 い、住宅関連の被害の防止に向けて取 り組んでまいります。

## 第4章 P41

「脱炭素社会の実現」と「再生可能エネルギーの導入拡大」を併記しているが、「再生可能エネルギーの導入拡大」に関しては、風車や太陽パネルの製造段階でプラスチックや金属が使われ、二酸化炭素が大量発生することから、これらは相容れない取組であり、「再生可能エネルギーの導入拡大」は削除するべき。

私たちの暮らしや経済活動はエネル ギーや資源の消費によって成り立っ ています。

脱炭素社会の実現に向けては、第一に 無駄なエネルギー消費を減らし、効率 よく使う省エネルギー対策を進めま すが、それでも必要なエネルギーは生 じることから、再生可能エネルギーに 転換を図っていくことを札幌市の基 本的な取組の方向としております。 なお、再生可能エネルギーの導入拡大

なお、再生可能エネルギーの導入拡大 にあたっては、自然や社会への必要な 配慮に努めていきます。

### 第4章 P42

SEO 対策(Google 等の検索エンジンにおける検索結果の上位に表示させるための対策。潜在的な顧客を獲得するためのマーケティング手法。)を行政側も行い、消費者が悪質業者に繋がる前に、啓発情報に導くような仕組みも検討するべきではないか。

近年では多くの事業者が SEO 対策を 行っているところですが、それは悪質 事業者も同様で、検索結果の一番上に 表示されたからと信用して契約した 事業者から被害に遭ったとの相談も 寄せられています。

札幌市ではこのような状況に対処するため、特定のワードで検索した際の検索結果の中に注意喚起の広告を表示させる取組や、近年 SNS や YouTubeの広告をきっかけとしてトラブルになる消費者が増えていることを踏まえ、YouTube、SNS に広告を表示することにより、消費者を注意喚起情報に誘導する取組を行ってきたところです。頂いたご意見も踏まえ、今後も相談状況を注視し、必要な対策を行ってまいります。

## 第4章 P41

「脱炭素社会の実現」とあるが、 それを目指す理由が理解できない。二酸化炭素濃度の上昇と地球温暖化進行の因果関係を示す 科学的な裏付けは乏しいのだから、「脱炭素社会の実現」は撤回すべき。 パリ協定(2016年発効)では、世界レ ベルでの脱炭素社会の実現に向けた 目標が示されており、パリ協定を受け て、気候変動に関する政府間パネル IPCC が 2018 年に公表した「1.5℃特 別報告書」では、「世界の二酸化炭素排 出量を 2050 年前後には実質ゼロとす ることが必要」と指摘されています。 このような背景のもと、日本を含む世 界の国・地域において、2050年までに 二酸化炭素排出実質ゼロとする脱炭 素社会の実現を目指す動きが活発化 しており、札幌市では 2020 年 2 月に ゼロカーボンシティ宣言を行い、市民 や事業者と一体となって、脱炭素社会 の実現に取り組むこととしています。 なお、2021年から2022年にかけて公 表された IPCC の最新報告書「第6次 評価報告書」では「人間の影響が大気、 海洋及び陸域を温暖化させてきたこ

### とには疑う余地がない。二酸化炭素及 びその他の温室効果ガスの排出が大 幅に減少しない限り、21 世紀中に、 地球温暖化は 1.5℃及び 2℃を超え る」と報告されています。 「オンライン等を活用した学び P13にあるとおり、令和3年に実施し 第4章 た市民意識調査において、「消費者教 P42 の機会の充実」については、P41 の「省エネルギー」に矛盾してい 育の推進のために重要なこと」とし るうえ、2015年にはOECDによっ て、27.3%の市民から「SNS などのイン てコンピュータの導入が学力低 ターネットを活用した情報提供やオ 下を引き起こす危険性が報告さ ンライン講座の充実」とご回答を頂い れているなど、オンラインのこ ており、「オンライン等を活用した学 れ以上の推進は害の方が大き びの機会の充実」は、市民の皆様から く、P42の「オンライン」の文言 の要望に沿った取組として掲げてい は削除するべき。 るものです。 オンライン等を活用した学びの機会 を充実させることによって、遠方にお 住まいの方や、会場までの移動が困難 な方にもご参加いただくことができ、 会場までの移動にかかるエネルギー 消費も抑えることができると考えて います。 なお、オンラインの活用は、学びの機 会を充実するうえでの選択肢の一つ として想定しており、集合型講座や紙

媒体での啓発など、従来までの消費者 教育の取組も並行して行っていく予

定です。